

令和2年度

少年健全育成活動報告書

○少年健全育成活動の取組	P 1～
○不登校・いじめ対策の取組	P 14～
○資料	P 26～

少年健全育成活動の取組

1	江別市少年指導センター概要	・・・	2
2	江別市少年指導センター巡回指導	・・・	4
3	不審者等による被害・出没件数	・・・	7
4	子ども110番の家 指定状況	・・・	8
5	市内のレンタルビデオ店・カラオケボックス・ ゲーム場の設置状況	・・・	9
6	青少年電話相談窓口一覧	・・・	10
7	江別市指導連絡会構成員（小中高校）	・・・	11
8	江別市指導連絡会構成員（関係機関等）	・・・	12
9	江別市少年育成委員	・・・	13

1 江別市少年指導センター概要

(1) 沿革

昭和 41 年 7 月	市長部局に青少年対策室を設置
42 年 8 月	同対策室に専任補導係を設置
10 月	同係に江別市青少年センターを設置
12 月	同センターに少年補導員を設置し、58 人に委嘱
43 年 8 月	同センターに専任補導員 1 名を配置
11 月	市長部局から教育委員会（社会教育部青少年課補導係）に所管替え
46 年 9 月	専任補導員 2 名体制
47 年 4 月	江別市青少年センターを江別市少年補導センターに改称
48 年 4 月	社会教育課青少年係に所管替え（専任指導員 3 名体制）
51 年 4 月	第 1 種補導センターの指定を受ける
63 年 4 月	専任補導員 2 名体制
平成 元年 4 月	少年補導委員を 3 地区（1 地区 12 名）体制とする 江別市少年補導委員連絡協議会を設置
2 年 4 月	江別市少年補導センターを江別市少年指導センターに改称（専任指導員 4 名体制） 少年補導委員を少年育成委員に改称 江別市少年補導委員連絡協議会を江別市少年育成委員連絡協議会に改称
7 年 7 月	学校教育部総務課学務係にいじめ・不登校相談窓口を設置（専任指導員 1 名を配置）
10 年 4 月	いじめ・不登校相談窓口専任指導員 2 名体制
12 年 4 月	1 部制に組織変更し教育部青少年課を設置 江別市少年指導センター専任指導員が生徒指導・少年育成委員・不登校等を担当
16 年 4 月	すぽっとケア&ケア事業を開始（専任指導員 3 名体制）
18 年 4 月	教育部参事（少年指導・学校安全担当）に所管替え
21 年 4 月	学校教育支援室参事（学校教育支援担当）に所管替え（専任指導員 4 名体制）
22 年 4 月	専任指導員 3 名体制
26 年 4 月	教育委員会の附属機関として江別市青少年健全育成協議会を設置
27 年 4 月	学校教育支援室教育支援課に所管替え
28 年 4 月	専任指導員 4 名体制

(2) 仕組み

ア 設置の目的

江別市少年指導センターは、青少年の健全な育成とその福祉を阻害する恐れのある行為の未然防止及び有効適切な指導並びに指導活動を行うことを目的として、昭和42年10月に設置された。

イ 設置の根拠

江別市少年指導センター規則

ウ 主管部局

江別市教育委員会 教育部 学校教育支援室 教育支援課

エ 設置年月日

昭和42年10月1日

オ 所在地

江別市高砂町24番地の6

カ 少年育成委員

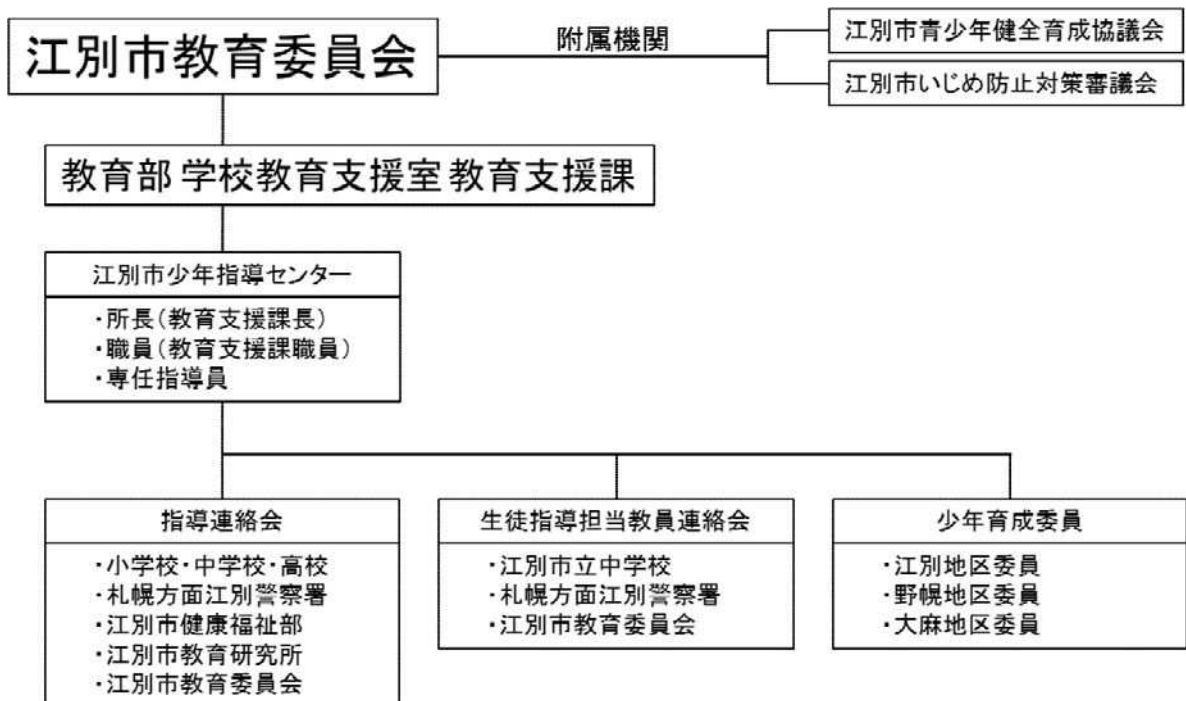
3地区（江別・野幌・大麻）24名

キ 職員

所長1名・職員5名・専任指導員4名

ク 組織

組織機構図



2 江別市少年指導センター巡回指導

(1) 巡回指導について

ア 一般巡回指導

(ア) 専任指導員の巡回指導

火曜日から木曜日まで、午後3時から午後4時まで巡回指導を実施

(イ) 少年育成委員の巡回指導

火曜日から木曜日まで、午後4時から午後5時まで、地区ごとに3人体制で巡回指導を実施

イ 特別巡回指導

(ア) 夜間巡回

・7月、8月に実施（地区毎に月1回）

・専任指導員1名、各地区少年育成委員3名の4名体制で、大型店舗、公園等を午後7時から9時まで巡回

(イ) 市内祭典巡回

・祭典中止のため、巡回を実施せず

(ウ) 特別巡回

・不審者や変質者の目撃情報があった地域に特別巡回と啓発活動を実施

ウ 有害環境浄化活動

(ア) 北海道青少年健全育成条例に基づき、立入調査員と共に市内コンビニ店、書店、レンタルビデオ店、カラオケボックス、ホームセンター等で有害図書、刃物販売等の点検を実施

(イ) 1回目：7月29日、30日の2日間

2回目：11月5日、10日、25日の3日間

令和2年度 巡回指導活動(回数・人数)の状況

江別市少年指導センター

種別	月 回数・人数		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計		
専任指導員	市内指導回数		8	10	9	8	7	10	10	7	7	5	7	9	97		
	延べ人数		8	10	9	8	7	10	10	7	7	5	7	9	97		
一般指導 【育成委員】	江別地区	市内指導回数	3	4	3	3	3	4	4	3	3	2	3	3	38		
		延べ人数	9	11	9	7	7	10	10	9	9	6	9	9	105		
	野幌地区	市内指導回数	2	3	3	3	2	3	3	2	2	1	2	3	29		
		延べ人数	6	8	7	7	4	7	8	6	6	3	6	9	77		
	大麻地区	市内指導回数	3	3	3	2	2	3	3	2	2	2	2	3	30		
		延べ人数	7	7	7	5	5	7	7	6	6	6	6	9	78		
特別指導	・夜間巡回(6) ・市内祭典(0) (不審者巡回) (家出巡回) (交通安全巡回) ※()は日常巡回の回数に含む		指導回数				3	3							6		
			専任指導員				3	3									6
			育成委員				9	9									18
指導回数			16	20	18	19	17	20	20	14	14	10	14	18	200		
専任指導員(延べ人数)			8	10	9	11	10	10	10	7	7	5	7	9	103		
育成委員(延べ人数)			22	26	23	28	25	24	25	21	21	15	21	27	278		

種別	月 回数・人数		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
江別市指導連絡会	開催回数		中止		1		1			1			1		4
	出席者延べ人数				46		38			39			40		163
生徒指導担当教員 連絡会議	開催回数		中止	1	中止	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	出席者延べ人数			11		11	9	8	9	8	9	9	8	10	92

(2) 巡回指導の状況

ア 遊技場（イオン江別店ゲームコーナー・イオンタウンゲームコーナー）

巡回の時間帯においては、子どもたちだけで遊んでいる姿は少なく、多くが保護者と一緒だった。夏の夕方に高校生のグループをよく見かけたが、特に問題はない。家庭のゲーム機の普及のせい、店舗でゲーム遊びをする子どもは減っていると思われる。

イ 店舗

（イオン江別店・イオンタウン江別・コープさっぽろ野幌店・ビッグハウス野幌店・スーパーセンタートライアル野幌店・ラルズストア大麻駅前店・ビッグハウス大麻店・ホクレンショップ大麻北町店・フードD.LISTA・ホクレンショップ元江別店・ビッグハウス元江別店・ホームック元江別店・コープさっぽろえべつ店・江別蔦屋書店・ツタヤ上江別店・ブックオフ江別店・マックスバリュ上江別店ほか）

昨年度指摘を受けた店舗（書店）の利用は大幅に改善された。中心部にある映画館を併設した大型店舗の特定の場所（フードコート、ゲームコーナー前など）に子どもたちがたまる傾向があり、今後も注意が必要。

ウ 公園

公園内での問題行為等は特に見られなかった。

エ カラオケボックス

（カラオケ本舗まねきねこ野幌店・カラオケ「歌屋」江別店・カラオケ本舗まねきねこ大麻店）

子どもたちだけでカラオケを利用している実態が学校から報告され、店側も認めた。「保護者同伴でなければ入場出来ません」という掲示物を指導センターで作成し、店に協力を依頼すると受付の見やすいところに貼ってくれた。

オ 交通安全

自転車の乗り方が全般に悪く（並列走行、斜め横断、スピードの出し過ぎ）、危ない場面を多々見かけた。自動車と同じという意識を持たせ、しっかりと指導する必要がある。また、登下校時の歩行も、夏は広がって歩き、冬は雪山を歩く等心配なことも多い。あらためて交通安全指導の徹底が必要である。

3 不審者等による被害・出没件数

令和2年4月1日～令和3年3月31日

月	犯罪等・危険危害情報			不審情報												参考情報			小計			合計	前年度計					
				身体接触			声かけ			撮影行為等			つきまとい											その他				
	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻	江別	野幌	大麻							
4月	1						3							1		1			4	2	6	3						
	江別地区の犯罪情報は、下半身露出																											
5月	不審者など情報発信なし。(コロナウイルス感染症予防対策により学校休業)																					4						
6月	2						1	2	2					2				1	1	5	4	10	5					
	野幌地区の犯罪情報は、誘拐を企図するような声かけ。参考情報の野幌地区は、動物(鹿)出沒																											
7月	4	2					1		3	2	1	2	1	1			1	1	1	4	7	9	20	3				
	野幌、大麻地区の犯罪情報は、誘拐を企図するような声かけ。参考情報の野幌、大麻地区は、行為者に手招きされたもの。																											
8月																1						1	2					
9月	1	1		1			3	2		2	1							1	8	4		12	6					
	江別地区の犯罪情報は下半身露出、野幌地区は凶器所持の目撃防犯カメラ活用：江別地区における声かけ。子ども110番の家活用：野幌地区における撮影行為																											
10月	1						1	1	1	1				2							5	1	1	7	7			
	江別地区の犯罪情報は、江別市内の全校に対する危害予告メールを計上した。																											
11月	1	1					1				1		1								3	2		5				
	江別地区の犯罪情報は下半身露出(令和3年3月犯人逮捕)で、野幌地区は施設トイレ内における盗撮																											
12月							1	1														1	1		2	2		
1月	不審者など情報発信なし。																								1			
2月	1															1	1		2	1								
	野幌地区の犯罪情報は、児童に対して「死ね」等と危害言動をしたもの。																											
3月							1	1		1	1														1	2	1	4
合計	4	9	2	1			11	7	7	6	4	2	5	2	3	1	2		28	24	17	69	34					
前年度計	2	2		1	2	1	10	4	3	1		2	4				2		18	8	8	34						

・令和2年度は、不審者情報等は69件で前年度と比較して35件増加している。

4 子ども110番の家 指定状況

(1) 子ども110番の家の意義

子ども110番の家として指定を受けた一般家庭や事業所等が、身に迫った犯罪の危険性のある児童・生徒から救助を求められた場合、又は、目撃した犯罪から逃れて駆け込んできた場合に、警察へ通報（110番）するとともに、その児童・生徒の身の安全を確保することを目的とする。

(2) 子ども110番の家の表示

子ども110番の家のパネルは表通りから見える場所に表示する。

(3) 救助を求められた場合の措置

ア 110番通報

躊躇することなく、直ちに110通報マニュアルに基づき、警察へ通報する。

イ 安全確保への協力

110番通報してから警察官が到着するまでの間、児童・生徒の安全を確保する。

(4) その他

ア 子ども110番の家のパネルが汚損、劣化した場合は、江別市教育委員会少年指導センターへ報告の上、パネルを交換する。

イ 救助を求めてきた児童・生徒の心情を理解し、秘密の保持に努める。

(5) 子ども110番の家指定状況（各年度末現在）

各機関・団体	地区	指定数		年度比較（R1→R2）		
		令和元年度	令和2年度	新規	取消	増減
個人		935	850	9	94	△85
事業所		164	156	0	8	△8
子ども110番の家の合計		1,099	1,006	9	102	△93

5 市内のレンタルビデオ店・カラオケボックス・ ゲーム場の設置状況

令和3年3月31日現在

(1) レンタルビデオ店

- ア サンホームビデオ江別店（向ヶ丘）
- イ ツタヤ上江別店（上江別）
- ウ ゲオ江別大麻店（大麻栄町）

(2) カラオケボックス

- ア カラオケ本舗まねきねこ野幌店（野幌町）
- イ カラオケ「歌屋」江別店（野幌若葉町）
- ウ カラオケ本舗まねきねこ大麻駅前店（大麻中町）

(3) ゲーム場

- ア イオン江別店（幸町）
- イ イオンタウン江別（野幌町）

6 青少年電話相談窓口一覧

◎江別市相談窓口

相談窓口名	相談日	時間	電話番号	機関の名称 及び所在地
いじめ・不登校相談	月～金	9:00 ～ 17:00	011-382-4044	江別市 少年指導センター
子ども電話相談	月～金	9:00 ～ 17:00	011-384-7830	
スクールカウンセラーによる 教育相談（要予約）	火	10:00 ～ 12:00		
スクールソーシャルワーカー による相談	月～金	9:00 ～ 17:00	011-381-1409	教育支援課
家庭児童相談	月～金	9:00 ～ 17:00	011-381-1236	健康福祉部 子育て支援課

◎その他専門相談機関

相談窓口名	相談日	時間	電話番号	機関の名称 及び所在地
子ども相談支援センター電話相談	毎日	24時間	0120-3882-56	札幌市中央区 北3西7（道庁別館）
来所相談（要予約）	月～金	10:00 ～ 16:00		
北海道立教育研究所来所相談 （要予約）	月～金	10:00 ～ 16:00	011-386-4520	江別市 文京台東町4-2
石狩教育局教育相談電話	月～金	8:45 ～ 17:30	011-221-5297	札幌市中央区 北3西7（道庁別館）
エンゼルキッズ 子ども家庭支援センター	毎日	24時間	011-372-8341	北広島市 中央4丁目5の7
北海道警察本部少年課 少年相談110番	月～金	8:45 ～ 17:30	0120-677-110	札幌市中央区 北2西7
北海道立精神保健福祉センター こころの電話相談	月～金	9:00 ～ 21:00	0570-064-556	札幌市白石区 本通り16丁目 北6丁目34
	土日祝	10:00 ～ 16:00		
北海道立特別支援教育センター 教育相談電話	月～金	9:00 ～ 17:00	011-612-5030	札幌市中央区 円山西町2丁目1-1
24時間子供SOSダイヤル	毎日	24時間	0120-0-78310	北海道教育委員会の 相談機関に接続

7 江別市指導連絡会構成員（小中高校）

任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日

No.	氏名	ふりがな	学校名	学校住所
1	梅津 俊一	うめつ しゅんいち	江別第一小学校	緑町西1丁目37
2	平田 秀樹	ひらた ひでき	江別第二小学校	野幌代々木町39
3	大谷 ひとみ	おおたにひとみ	豊幌小学校	豊幌419
4	小原 砂織	おばら さおり	江別太小学校	朝日町25-2
5	新保 なおみ	しんぼ なおみ	大麻小学校	大麻宮町2
6	草野 友子	くさの ともこ	対雁小学校	見晴台17-1
7	小野 健太郎	おの けんたろう	野幌小学校	西野幌252
8	佐久間 淳志	さくま あつし	東野幌小学校	東野幌町48
9	荒谷 充治	あらかみ つはる	大麻東小学校	大麻東町32
10	佐藤 恵	さとう めぐみ	大麻西小学校	大麻扇町1
11	安榮 雄太	あんえい ゆうた	中央小学校	向ヶ丘54
12	佐藤 昌登	さとう まさと	大麻泉小学校	大麻泉町27
13	中田 朋美	なかた ともみ	野幌若葉小学校	野幌若葉町5-3
14	長岡 弘佳	ながおか ひろか	北光小学校	篠津805-3
15	湯浅 有葉	ゆあさ ありさ	文京台小学校	文京台70
16	道念 真由	どうねん まゆ	いずみ野小学校	対雁113-1
17	滝口 数英	たきぐち かずひで	上江別小学校	ゆめみ野南町9-3
18	伊藤 誠紀	いとう もとき	江別第一中学校	上江別西町40
19	山本 祐嗣	やまもと ゆうじ	江別第二中学校	野幌代々木町53
20	入谷 修司	いりたに しゅうじ	江別第三中学校	牧場町21
21	浅見 真也	あさみ しんや	野幌中学校	西野幌92-3
22	三浦 篤史	みうら あつし	大麻中学校	大麻宮町1
23	福本 幸輔	ふくもと こうすけ	大麻東中学校	大麻697
24	川瀬 恵太	かわせ けいた	江陽中学校	萌えぎ野中央10-2
25	石田 圭大	いしだ けいだい	中央中学校	新栄台57
26	吉川 直生	よしかわ なおき	立命館慶祥中学校 ・高等学校	西野幌640
27	盛田 光則	もりた みつのり	江別高校（全）	上江別444
28	高田 邦彦	たかだ くにひこ	江別高校（定）	上江別444
29	木戸 義典	きど よしのり	野幌高校	元野幌740
30	立川 晴也	たちかわ はるや	大麻高校	大麻ひかり町2
31	新井 昭雄	あらい あきお	とわの森三愛高校	文京台緑町569
32	新田 元紀	にった もとき	生指連会長	第一中学校校長
33	出村 好孝	でむら よしたか	生指連副会長	第二中学校校長
34	赤井 輝人	あかい てるひと	生指連副会長	第一中学校教頭

8 江別市指導連絡会構成員（関係機関等）

令和2年4月1日～令和3年3月31日

No.	氏名	所属	職名	電話番号
1	原 梢 <small>はら こずえ</small>	江別警察署生活安全課	課長	382-0110
2	小野 景子 <small>おの けいこ</small>	江別市健康福祉部 子育て支援室子育て支援課	主査	381-1236
3	島田 茂 <small>しまだ しげる</small>	江別市教育研究所	事務局長	381-1058
4	松井 正行 <small>まつい まさゆき</small>	江別市少年指導センター	所長	381-1409
5	伊藤 達倫 <small>いとう たつのり</small>	//	職員	//
6	遠藤 史紀 <small>えんどう ふみのり</small>	//	職員	//
7	吉田 美穂 <small>よしだ みほ</small>	//	職員	//
8	田和 亮一 <small>たわ りょういち</small>	//	専任指導員 (事故報告・不審者・巡回)	384-7830
9	飛田 寿一 <small>とびた としかず</small>	//	専任指導員 (生徒指導・巡回・事故報告)	//
10	川村 佳広 <small>かわむら よしひろ</small>	//	専任指導員 (不登校・適応指導教室)	//
11	浅野 方伸 <small>あさの まさのぶ</small>	//	専任指導員 (不登校・適応指導教室)	//
12	田村 千波 <small>たむら ちなみ</small>	江別市教育委員会 教育支援課	スクールソーシャル ワーカー	//
13	栗田 郁子 <small>くりた いくこ</small>	//	スクールソーシャル ワーカー	//
14	羽田野 優花 <small>はたの ゆうか</small>	//	スクールソーシャル ワーカー	//

9 江別市少年育成委員

令和2年4月1日現在

(1) 少年育成委員名簿

地区	番号	氏名	地区	番号	氏名	地区	番号	氏名
江別	1	山田 ハル	野幌	1	渡並 康子	大麻	1	木村 孚
	2	中野 毅		2	伊藤 幸子		2	吉田 和幸
	3	田中 道男		3	山本 恵		3	加藤 英樹
	4	大橋 義雄		4	西 俊六		4	島田 哲
	5	飯塚 正美		5	安藤 信行		5	原田 慎二
	6	畑川 順子		6	加藤 久子		6	東 勝
	7	石黒千誉子		7	藤井 律子			
	8	佐賀 博		8	松岡加寿子			
	9	蔵本あや子						
	10	佐賀井 章						

(2) 少年育成委員の業務

- ・少年の健全育成と非行防止に関すること。
- ・公園、商店、街頭など巡回指導、地域行事での巡回指導、夜間巡回指導。
- ・少年の健全育成や非行防止の研修に関すること。

(3) 少年育成委員の身分

- ・育成委員は、関係機関・団体及び民間協力者の中から教育委員会が任命する。
- ・育成委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ・補欠により任命された育成委員の任期は前任者の残任期間とする。
- ・育成委員の身分は、非常勤の職員とする。

(4) 巡回における指導の観点

- ・交通ルールを守っていない子はいないか。
※道路での遊び、自転車の乗り方<2人乗り>、車道を歩く、道路への飛び出し、信号無視等
- ・外出時間を守らず、夜遅くまで遊んでいる子はいないか。
- ・駅、公園、店舗、道路、ゲーム場で喫煙・飲酒、落書き、いじめ、暴力行為等をしている子はいないか。
- ・店舗等で大声を出したり、走り回って周りの人に迷惑をかけている子はいないか。
- ・コンビニやスーパーで、たむろしたり、徘徊している子はいないか。
- ・万引きをしている子はいないか。

不登校・いじめ対策の取組

1	不登校の実態と対応		
	・不登校児童生徒数と在籍率	〈表1〉	・・・15
	・学年別不登校児童生徒数	〈表2〉	・・・15
	・不登校の態様	〈表3〉	・・・15
	・不登校児童生徒への指導結果状況	〈表4〉	・・・16
	・相談・指導を受けた学校外の機関等	〈表5〉	・・・16
2	不登校対策事業への取組		
	・すぽっとケア・ケア事業での活動		・・・17
	・令和2年度すぽっとケア・ケア事業実施状況		・・・18
	・ケア事業の実施内容		・・・20
	・その他体験活動・事業		・・・20
	・不登校対策事業実施回数	〈表7〉	・・・21
	・すぽっとケア参加人数	〈表8〉	・・・21
	・ケア事業参加人数	〈表9〉	・・・21
3	いじめの実態と対応		
	・いじめの認知学校数及び認知件数	〈表10〉	・・・22
	・学年別いじめ認知件数	〈表11〉	・・・22
	・いじめの態様	〈表12〉	・・・23
	・いじめの解消状況	〈表13〉	・・・23
	・いじめの発見のきっかけ	〈表14〉	・・・23
	・学校のいじめ問題に対する日常の取組	〈表15〉	・・・24
	・教育相談・来庁等相談・電話相談の件数	〈表16〉	・・・25

1 不登校の実態と対応

<不登校児童生徒とは>

文部科学省は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

<表1>

◇不登校児童生徒数と在籍率

年度	人数／在籍比	小学校	中学校	合計
H30年度	人数(人)	32	136	168
	在籍率(%)	0.56	4.57	1.94
R元年度	人数(人)	30	144	174
	在籍率(%)	0.53	4.89	2.03
R2年度	人数(人)	48	160	208
	在籍率(%)	0.83	5.51	2.40

<表2>

◇学年別不登校児童生徒数(人)

年度	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
H30年度	1	2	3	8	6	12	32	36	44	56	136	168
R元年度	2	2	0	6	11	9	30	34	55	55	144	174
R2年度	2	3	9	6	13	15	48	39	60	61	160	208

<表3>

◇不登校の態様(人)

区分	H30年度			R元年度			R2年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
学校における人間関係	3	7	10	2	16	18	4	12	16
あそび・非行型	0	0	0	0	2	2	2	9	11
無気力・不安の傾向	21	105	126	18	88	106	36	114	150
その他	8	24	32	10	38	48	6	25	31
合計	32	136	168	30	144	174	48	160	208

<表4>

◇不登校児童生徒への指導結果状況（人）

区分	H30年度		R元年度		R2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
①指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒	16	8	13	15	9	9
②指導中の児童生徒 (うち、登校に至らないものの、学校外の機関等での相談・支援等を受けた児童生徒)	16 (16)	128 (64)	17 (11)	129 (18)	39 (33)	151 (65)
合計	32	136	30	144	48	160

<表5>

◇相談・指導を受けた学校外の機関等（人）※複数回答

区分	H30年度			R元年度			R2年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
①教育支援センター（適応指導教室すぽっとケア）	10 (10)	43 (43)	53 (53)	1 (0)	54 (54)	55 (54)	6 (3)	50 (48)	56 (51)
②教育委員会及び教育センター等の教育委員会所管の機関 ※①を除く	14 (6)	16 (0)	30 (6)	18 (4)	20 (1)	38 (5)	24 (1)	4 (2)	28 (3)
③児童相談所、福祉事務所	1 (1)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	3 (2)	3 (2)	2 (1)	2 (0)	4 (1)
④保健所、精神保健福祉センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
⑤病院、診療所	3 (0)	8 (0)	11 (0)	4 (0)	13 (0)	17 (0)	6 (0)	17 (0)	23 (0)
⑥民間団体、民間施設	2 (1)	1 (0)	3 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (2)	2 (2)	4 (4)
⑦上記以外の機関等	4 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)

※（）内の数字は、指導要録上、出席扱いとした人数（内数）

2 不登校対策事業の取組

～ すぽっとケア・ケア事業での活動～

支援の基本姿勢 **学校に行きたくても 行けない子のために**

【すぽっとケア】

- ・保護者との教育相談を進めながら困り感の解消に努めます。
- ・教育相談や様々な活動を通して、基本的な生活習慣や学習について支援や指導を行います。
- ・お子さんの心に沿って相談し、不安や悩みの解消を図ります。

【ケア事業】

- ・子ども達と一緒に活動しながら、自立できるように支援します。
- ・スポーツや文化活動・体験活動等を行い興味・関心を広げます。
- ・集団での活動をとおして良好な対人関係の向上を目指します。
- ・学校と連携しながら、お子さんが登校できるように支援します。

1 活動場所・時間

江別市青年センター（緑町西 2-11）、江別市情報図書館（野幌末広町 7）
10:00～12:00

2 活動時期

週3回（火・水・木）※（学校の長期休業期間祝日、閉館日、年末年始を除く）
－すぽっとケア 週に3回実施（すぽっと読書、ケア事業に代わる場合あり）
－すぽっと読書 月に2回程度実施
－ケア事業 月に1回程度（年間8～10回）実施

3 支援体制

教育支援課の専任指導員、専任相談員、学習サポーターが支援を行います。

4 活動内容

【すぽっとケア】

個別学習

～子ども自身が立てた計画に従って活動を行い、指導員と一緒に活動したり、必要に応じて指導・助言をしたりします。

集団活動・交流活動

～集団でゲームや軽運動（ポッチャ、カーリンコン等）を行い、コミュニケーションの向上を図り、集団への適応を拡大・促進させ、対人関係の持ち方等を学びます。

訪問支援

～「すぽっとケア」へ通うことの出来ない子どもに対して、必要に応じて家庭訪問を行い、コミュニケーションを図りながら相談活動や学習を支援します。

学校訪問

～学校との情報交流の場として学校訪問を実施します。入級後の支援を協議したり、子どもの変化等について情報交換を行ったりします。

【ケア事業】

体験活動

～多様な活動を通じて、体験不足を補い、新しいものに挑戦する力や興味関心の幅を広げます。

◇具体的な実施内容としては、各種スポーツ（ポッチャ、カーリンコン等）、制作・体験活動（食育体験、施設見学、百人一首大会等）の活動を組み合わせて行います。

令和2年度 すぽっとケア・ケア事業 実施状況

No.	月	日	曜	内 容	場 所	参加児童 生徒数
1	6	3	水			16
2		4	木			14
3		9	火	教育相談(1)		12
4		10	水			12
5		11	木	ケア事業1/食育	えみくる	6
6		16	火			16
7		17	水	読書活動	情報図書館	16
8		18	木	読書活動	情報図書館	8
9		23	火	教育相談(2)		13
10		24	水	読書活動	情報図書館	15
11		25	木	読書活動	情報図書館	16
12		30	火	ケア事業2/散策	郷土資料館 飛鳥山公園	16
				保護者懇談会	青年センター	11
13	7	1	水			15
14		2	木			11
15		7	火	教育相談(3)		16
16		8	水			17
17		9	木			11
18		14	火	読書活動	情報図書館	17
19		15	水	読書活動	情報図書館	17
20		16	木	ケア事業3/食育	えみくる	9
21		21	火	教育相談(4)		12
22		22	水			9
23		27	月	夏休み短縮による 通常活動	大麻集会所	17
24		28	火		大麻集会所	13
25		29	水		大麻集会所	18
26		30	木		大麻集会所	13
27		31	金		大麻集会所	9

No.	月	日	曜	内 容	場 所	参加児童 生徒数
28	8	3	月	夏休み短縮による 通常活動	青年センター	12
29		4	火		青年センター	17
30		5	水		青年センター	15
31		6	木		青年センター	16
32		7	金		青年センター	8
33		20	木	ケア事業4/スポーツレク	青年セ体育館	12
34		25	火	教育相談(5)		14
35		26	水	読書活動	情報図書館	17
36		27	木	読書活動	情報図書館	15
37	9	1	火	読書活動	情報図書館	14
38		2	水			17
39		3	木			6
40		8	火	教育相談(6)		18
41		9	水			17
42		10	木			8
43		15	火			20
44		16	水	読書活動	情報図書館	11
45		17	木	読書活動	情報図書館	14
46		23	水			15
47		24	木	ケア事業5/食育	えみくる	15
48		29	火	教育相談(7)		20
49		30	水			15
50	10	1	木			18
51		6	火			19
52		7	水	ケア事業6/高校見学	とわの森三愛 通信制	13
53		8	木			15
54		13	火	教育相談(8)		22
55		14	水			19
56		15	木			13

No.	月	日	曜	内 容	場 所	参加児童 生徒数
57	10	20	火			20
58		21	水	読書活動	情報図書館	16
59		22	木	読書活動	情報図書館	17
60		27	火	教育相談(9)		20
61		28	水			16
62		29	木			17
63	11	4	水			20
64		5	木			17
65		10	火	教育相談(10)		20
66		11	水			10
67		12	木			19
68		17	火			20
69		18	水	読書活動	情報図書館	13
70		19	木	読書活動	情報図書館	13
71		24	火	教育相談(11)		16
72		25	水			17
73		26	木	ケア事業7延期 →通常活動	教育庁舎 大会議室	13
				保護者懇談会	中止	
74	12	1	火	教育相談(12)		18
75		2	水			18
76		3	木			16
77		8	火			23
78		9	水			19
79		10	木			21
80		15	火	教育相談(13)		20
81		16	水	読書活動	情報図書館	23
82		17	木	読書活動	情報図書館	22
83		22	火			22
84		23	水			19

No.	月	日	曜	内 容	場 所	参加児童 生徒数
85	1	13	水			14
86		14	木	ケア事業7/スポーツレク	青年セ体育館	17
87		19	火	教育相談(14)		17
88		20	水	読書活動	情報図書館	21
89		21	木	読書活動	情報図書館	23
90		26	火	ケア事業8/ミニ運動会	えみくる	16
91		27	水			20
92		28	木			24
93	2	2	火	教育相談(12)		22
94		3	水			27
95		4	木			25
*		5	金	適応指導教室交流会 中止	北広島中央公民館	
96		9	火	教育相談(13)		24
97		10	水			26
98		16	火	読書活動	情報図書館	25
99		17	水	読書活動	情報図書館	29
100		18	木	読書活動	情報図書館	22
101		24	水			21
102		25	木			27
103	3	2	火	教育相談(14)		22
104		3	水			23
105		4	木			25
106		9	火	読書活動	情報図書館	25
107		10	水	読書活動	情報図書館	26
108		11	木	読書活動	情報図書館	25
109		16	火	教育相談(15)		14
110		17	水			27
111		18	木	ケア事業9/お別れ会	えみくる	26

ケア事業の実施内容

	月日(曜)	場所	内容	参加者数(人)			
				中学生	小学生	保護者	スタッフ
1	6月30日(火)	江別市郷土資料館 飛鳥山公園	施設見学 講師 江別市郷土資料館職員 目黒 壽美子 氏	16	0	6	6
2	8月20日(木)	青年センター 体育館	スポーツレク ボッチャ、カーリンコン 講師 すぼっとケア専任指導員	10	0	0	7
3	10月7日(水)	とわの森三愛高等学校	通信制学校説明 増廣 健太 教諭 授業参観・施設見学 久保木 崇 教頭	13	0	9	6
4	1月14日(木)	青年センター 体育館	スポーツレク ボッチャ、カーリンコン 講師 すぼっとケア専任指導員	10	0	0	7
5	1月26日(火)	都市と農村の交流センター 「えみくる」	ミニ運動会 講師 すぼっとケア専任指導員	16	1	0	7
6	3月18日(木)	都市と農村の交流センター 「えみくる」	お別れ会 通級生が自ら企画・運営	26	1	5	7

その他体験活動・事業

	月日(曜)	場所	内容	参加者数(人)			
				中学生	小学生	保護者	スタッフ
1	6月11日(木)	都市と農村の交流センター 「えみくる」	食育体験① 作物定植	7	0	4	5
2	6月30日(水)	青年センター サークル室 1・2	保護者懇談会	0	0	11	4
3	7月16日(木)	都市と農村の交流センター 「えみくる」	食育体験② 草取り作業	9	0	2	4
4	9月24日(木)	都市と農村の交流センター 「えみくる」	食育体験③ 収穫体験	14	0	3	7
5	11月26日(金)	野幌公民館 会議室	保護者懇談会	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			
6	2月5日(金)	北広島市中央公民館	石狩管内適応指導教室交流会 百人一首大会				

<表7>

◇不登校対策事業実施回数

	すぼっとケア		ケア事業		備 考
	実施曜日	回数	実施曜日	回数	
H30 年度	火曜日 水曜日 木曜日	115	随時	7	
R 元年度	火曜日 水曜日 木曜日	113	随時	8	
R2 年度	火曜日 水曜日 木曜日	111	随時	9	

<表8>

◇すぼっとケア参加人数（人）

	参加児童生徒			参観者・実習等	
	小学生	中学生	合計	関係機関	保護者
H30 年度 実参加人数	5	65	70		
R 元年度 実参加人数	4	70	74		
R2 年度 実参加人数	6	58	64		
H30 年度 延参加人数	39 (2)	1,862 (35)	1,901 (37)	市教委 12、学校 11 実習生 18、講師 10 ボランティア 26、他 43	220
R 元年度 延参加人数	7	2,004 (14)	2,011 (14)	市教委 12、学校 10 実習生 20、講師 5 ボランティア 44、他 18	247
R2 年度 延参加人数	73	1,844 (0)	1,917 (0)	市教委 23、学校 8 実習生 90、教官 9 ボランティア 0、他 43	309
H30 年度 1 教室平均	0.34	16.19	16.53		
R 元年度 1 教室平均	0.06	17.73	17.80		
R2 年度 1 教室平均	0.66	16.61	17.27		

() は訪問支援児童生徒の別掲

<表9>

◇ケア事業参加人数（人）

	参加児童生徒			参加保護者			合計
	小学生	中学生	計	小学生	中学生	計	
H30 年度 実参加数	4	37	41	4	24	28	69
R 元年度 実参加人数	0	43	43	0	18	18	61
R2 年度 実参加人数	2	32	34	2	13	15	49
H30 年度 延参加数	7	99	106	6	43	49	155
R 元年度 延参加人数	0	174	174	0	29	29	203
R2 年度 延参加人数	2	119	121	2	27	29	150
H30 年度 1 教室平均	1.00	14.14	15.14	0.86	6.14	7.00	22.14
R 元年度 1 教室平均	0.00	14.50	14.50	0.00	2.42	2.42	16.92
R2 年度 1 教室平均	0.22	13.22	13.44	0.17	2.25	2.42	12.50

3 いじめの実態と対応

<いじめの定義について>

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

<基本理念>

いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。【いじめ防止対策推進法第3条】

<表 10>

◇いじめの認知学校数及び認知件数

年度	区分	認知学校数（人）	認知件数（件）
H 30年度	小学校（17校）	9	339
	中学校（8校）	7	97
	合計（25校）	16	436
R元年度	小学校（17校）	12	518
	中学校（8校）	7	118
	合計（25校）	19	636
R2年度	小学校（17校）	13	535
	中学校（8校）	8	114
	合計（25校）	21	649

<表 11>

◇学年別いじめ認知件数（件）

年度	小学校						計	中学校			計	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年		
H30年度	28	104	61	60	39	47	339	51	35	11	97	436
R元年度	86	144	106	80	54	48	518	63	33	22	118	636
R2年度	85	141	127	88	61	33	535	52	41	21	114	649

<表 12>

◇いじめの態様（件）※複数回答

区分	H30 年度			R 元年度			R2 年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
悪口、脅し、冷やかす	173	75	248	275	91	366	284	74	358
仲間外し・無視	53	12	65	131	18	149	86	12	98
軽くぶつかる、叩く	98	15	113	178	13	191	130	17	147
暴力を振るう	10	2	12	50	4	54	67	4	71
たかり・金銭要求	0	0	0	5	0	5	3	0	3
持ち物隠し	31	5	36	29	7	36	25	5	30
嫌なことをさせられる	14	0	14	20	6	26	47	0	47
メール等で誹謗中傷	0	9	9	5	13	18	8	11	19
その他	1	1	2	47	9	56	41	7	48
合計	380	119	499	740	161	901	691	130	821

<表 13>

◇いじめの解消状況（件）

区分	H30 年度			R 元年度			R2 年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
解消している	265	75	340	517	118	635	534	109	643
解消に向けて取り組み中	74	22	96	1	0	1	1	5	6
合計	339	97	436	518	118	636	535	114	649

<表 14>

◇いじめ発見のきっかけ（件）

区分	H30 年度			R 元年度			R2 年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
担任教師が発見	5	0	5	12	2	14	9	1	10
他の教師からの情報	0	0	0	0	0	0	1	0	1
養護教諭からの情報	1	0	1	1	0	1	0	0	0
スクールカウンセラー、心の教室相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アンケートで発見	316	77	393	484	98	582	515	105	620
いじめられた児童生徒からの訴え	10	14	24	6	12	18	3	4	7
いじめられた本人の保護者からの訴え	5	4	9	9	5	14	6	4	10
他の児童生徒からの訴え	1	1	2	3	1	4	1	0	1
他の保護者からの訴え	1	1	2	1	0	1	0	0	0
地域、住民からの訴え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育センター等関係機関からの訴え	0	0	0	1	0	1	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合計	339	97	436	518	118	636	535	114	649

<表 15>

◇学校のいじめ問題に対する日常の取組（校）

区分	年度	R2年度		
		小学校	中学校	合計
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。		17	8	25
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。		16	7	23
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。		17	8	25
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。		16	8	24
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。		15	8	23
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。		16	8	24
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。		17	7	24
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。		13	6	19
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。		6	3	9
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。		14	8	22
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。		17	8	25
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。		14	8	22

<表 16>

◇教育相談・来庁等相談・電話相談の件数（件）

江別市少年指導センター

月	教育相談			来庁等相談			電話相談			心のダイレクトメール		
	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他
4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	5	0	0	2	2	0	0	2
7	0	3	0	0	4	0	0	1	2	0	0	1
8	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0
9	0	1	0	0	7	0	0	2	0	0	0	0
10	0	2	0	0	3	0	0	3	1	0	0	1
11	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
12	0	1	0	0	6	0	0	4	0	0	0	0
1	0	1	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0
2	0	2	0	0	8	0	0	4	1	0	0	0
3	0	2	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0
R2年度 合計	0	14	0	0	43	1	1	22	8	1	0	4
R元年度 合計	0	10	0	0	53	3	3	20	12	5	0	6
増 減	0	+4	0	0	△10	△2	△2	+2	△4	△4	0	△2

資料

家庭児童相談の概要

1-1	平成30年度～令和2年度	経路別相談件数	・・・	27
1-2	平成30年度～令和2年度	内容別相談件数	・・・	28
1-3	平成30年度～令和2年度	年齢別相談件数	・・・	28
2	令和2年度	年齢内容別相談件数	・・・	29

非行少年等の概況（令和2年1月～令和2年12月）

1	犯罪件数（江別警察署管内）	・・・	30
2	補導件数（江別警察署管内）	・・・	30

関係条例・規則等

1	江別市少年指導センター規則	・・・	31
2	江別市指導連絡会開催要項	・・・	32
3	江別市生徒指導担当教員連絡会設置要綱	・・・	33
4	江別市青少年健全育成協議会条例	・・・	34
5	江別市いじめ防止対策審議会条例	・・・	35

家庭児童相談の概要

1-1 平成30年度～令和2年度 経路別相談件数

(事件数)

経路	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	保健所又は医療機関		学校等			里親	児童委員	家族親戚	近隣知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
30年度	104	0	0	2	23	5	10	0	0	1	6	1	2	0	33	34	0	3	126	3	1	10	364
元年度	123	0	0	9	20	3	3	9	0	3	0	1	2	5	14	11	0	1	135	14	1	9	363
2年度	170	6	0	7	19	0	9	6	0	2	4	0	4	13	30	21	0	3	111	14	2	4	425

1-2 平成30年度～令和2年度 内容別相談件数

内容 年度	(実件数)																
	養護相談		保健相談			障害相談				非行相談			育成相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談	その他の相談		
30年度	134	131	1	0	0	0	71	2	3	1	6	2	0	6	7	364	
元年度	130	122	6	0	0	0	68	3	1	0	7	3	0	3	20	363	
2年度	209	111	0	1	0	0	64	6	0	0	6	5	0	1	22	425	

1-3 平成30年度～令和2年度 年齢別相談件数

内容 年度	(実件数)														計					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳		14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
30年度	26	21	17	17	15	21	16	26	23	17	21	25	29	19	19	22	13	17	0	364
元年度	21	16	24	13	15	22	18	26	14	25	21	21	24	25	20	20	21	16	1	363
2年度	31	27	27	26	24	36	29	22	17	26	24	27	32	24	18	18	7	9	1	425

2 令和2年度 年齢内容別相談件数

(実件数)

内容 年齢	養護相談		保健 相談	障害				傷害				非行相談			育成相談				計
	児童 虐待 相談	その他 の 相談		肢体不 自由相 談	視聴覚 障害相 談	知覚 障害相 談	言語発 達障害 等相談	重症心 身障害 相談	知的障 害相 談	発達障 害相 談	＜犯行 為等 相談	触法行 為等 相談	性格行 動相 談	不登校 相 談	適正 相 談	育児・ しつけ 相談	その他 の 相談		
0歳	13	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	31	
1歳	17	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	
2歳	14	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	27	
3歳	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26	
4歳	14	6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	
5歳	21	7	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	36	
6歳	17	6	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	29	
7歳	14	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	
8歳	4	6	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	17	
9歳	13	5	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	26	
10歳	12	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	
11歳	11	8	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27	
12歳	9	9	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	3	32	
13歳	7	5	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	2	24	
14歳	11	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
15歳	7	4	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	18	
16歳	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
17歳	2	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
計	209	111	0	1	0	0	0	64	6	0	0	0	0	0	0	0	22	425	

非行少年等の概況（令和2年1月～令和2年12月）

1 犯罪件数（江別警察署管内）

	検挙 総数	検挙 人数	成人	少年	少年の学識別								触法
					中	高	大	有	無	その他	名		
重要犯罪	2	2	2		中	高	大	有	無	その他	名		
空き巣	2	1	1		中	高	大	有	無	その他	名		
忍び込み					中	高	大	有	無	その他	名		
学校荒らし	2				中	高	大	有	無	その他	名		
侵入その他	4	5	1	4	中	高	大	有	無	その他	名		
自動車盗	2				中	高	大	有	無	その他	名		
オートバイ盗	1	1		1	中	高	大	有	無	その他	名		
自転車盗	9	5	1	4	中	高	大	有	無	その他	名		
ひったくり					中	高	大	有	無	その他	名		
万引き	39	30	28	2	中	高	大	有	無	その他	名	3	
車上ねらい	1				中	高	大	有	無	その他	名		
非侵入その他	27	11	10	1	中	高	大	有	無	その他	名	3	
暴行	26	30	30		中	高	大	有	無	その他	名	1	
傷害	8	9	8	1	中	高	大	有	無	その他	名		
粗暴犯その他	1	1	1		中	高	大	有	無	その他	名		
占有物横領	14	14	13	1	中	高	大	有	無	その他	名		
住居侵入	4	2	1	1	中	高	大	有	無	その他	名		
器物損壊	4	3	3		中	高	大	有	無	その他	名	1	
銃刀法					中	高	大	有	無	その他	名		
その他	26	11	10	1	中	高	大	有	無	その他	名		
総合計	172	125	109	16							8		

2 補導件数（江別警察署管内）

	合計	学識別							年齢別			
		小学生	中学生	高校生	大学生	その他 学生	有職少年	無職少年	13歳 以下	14歳 ～ 15歳	16歳 ～ 17歳	18歳 ～ 19歳
飲酒	16		1	3	9		3			2	3	11
喫煙	17		1	7	2	2	3	2		1	8	8
深夜徘徊	59	2	8	42			5	2	2	8	42	7
不健全交友	5		2	3						5		
その他	67	8	21	25		3	10		8	21	25	13
合計	164	10	33	80	11	5	21	4	10	37	78	39

関係条例・規則等

1 江別市少年指導センター規則

平成2年3月31日教育委員会規則第4号
〔平成7年から各条に改正経過を注記した。〕

改正

平成7年7月28日教委規則第7号

平成18年3月29日教委規則第6号

平成21年3月27日教委規則第3号

平成27年3月30日教委規則第3号

江別市少年指導センター規則

江別市少年補導センター設置規則（昭和52年教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 少年の育成指導に関係のある機関、団体が連絡調整を密にし、少年の健全な育成とその福祉を阻害するおそれのある行為の防止及びそれらに関する適切な指導を行うため、江別市少年指導センター（以下「指導センター」という。）を設置する。

（業務）

第2条 少年指導センターの業務は、次のとおりとする。

- （1）地域の指導活動等による非行防止に関すること。
- （2）非行防止に関する相談並びに助言に関すること。
- （3）非行防止のための調査研究及び情報資料の収集に関すること。
- （4）江別市少年指導センター運営協議会に関すること。
- （5）その他少年の健全育成と非行防止に関すること。

一部改正〔平成7年教委規則7号〕

（少年育成委員）

第3条 前条に規定する業務を行うため、指導センターに少年育成委員（以下「育成委員」という。）を置く。

- 2 育成委員は、関係機関、団体及び民間協力者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 育成委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠により委嘱された育成委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 育成委員の身分は、非常勤の職員とする。

一部改正〔平成7年教委規則7号〕

第4条 育成委員が少年の指導に当たる場合は、教育委員会が別に定めるところにより行うものとする。

（職員）

第5条 指導センターに所長、職員及び専任指導員を置く。

第6条 指導センター所長には、教育委員会事務局の教育支援課長をもって充てる。

一部改正〔平成18年教委規則6号・21年3号〕

第7条 指導センター所長は、指導センターの業務を統轄し、所属職員を指揮監督する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月28日教委規則第7号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日教委規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 江別市指導連絡会開催要領（略称：指導連絡会）

1 目的

学校及び関係機関等との連携を密にし、情報交換及び事例研究を通して、健全な児童生徒の育成を目的とする。

2 事務局

指導連絡会の事務局を江別市教育委員会に置き、少年指導センターが担当する。

3 構成員

指導連絡会の構成員は、次の者で構成する。

- (1) 所長(江別市少年指導センター)及び職員
- (2) 江別市少年指導センター専任指導員
- (3) 江別市教育委員会が委嘱した小学校、中学校及び高等学校の生徒指導を担当する教員
- (4) 江別警察署生活安全課職員
- (5) 江別市子育て支援課職員
- (6) 江別市教育研究所事務局員
- (7) その他、江別市教育委員会が必要と認める者

4 会議

会議は、所長(江別市少年指導センター)が概ね2ヶ月に1回招集する。

5 内容

会議の内容は、次の通りとする。

- (1) 児童生徒の問題行動に関する情報交換
- (2) 事例研究
- (3) 市内祭典行事等の特別巡回指導計画
- (4) その他必要と認める事項

6 その他

会議の内容については、構成員が属する所属長に報告することを除き、他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する

3 江別市生徒指導担当教員連絡会設置要綱

(名称)

第1条 本会は江別市生徒指導担当教員連絡会（以下「生担連」という）と称する。

(事務局)

第2条 生担連の事務局を江別市教育委員会事務局に置き、所轄は教育委員会少年指導センターとする。

(目的)

第3条 江別市における生徒の生活面の実態を把握し、望ましい成長を促すと共にそれを阻害する問題を早期に発見し、予防と治療について連絡協議し、関係機関との連携のもとに活動を推進することを目的とする。

(活動内容)

第4条 前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 生徒の生活上の実態、傾向についての情報交換と分析。
- (2) 市内の校外諸地域の実態把握の活動。
- (3) 事例研究と研修活動の充実。
- (4) 指導活動の計画と実施。
- (5) 関係機関団体等との情報交換及び連絡調整(警察・保健福祉部・児童相談所・生指連・少年指導センター)

(組織)

第5条 各中学校の校務分掌上、生徒指導の中心となる教員で学校長の推薦による者を教育委員会が委嘱する。

2 教育委員会事務局から少年指導センター所長、職員及び専任指導員が構成員として加わる。

(会長)

第6条 江別市教育研究会の特別委員会である江別市生徒指導連絡協議会の事務局長が会長にあたる。会長は、会を運営し会務を総括し生担連を代表する。

(会議)

第7条 会議は会長が招集し、原則として、あらかじめ決められた月1回の木曜日午後1時30分から午後5時までとする。

(任期)

第8条 会長・生徒指導担当教員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により委嘱された生徒指導担当教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ブロック編成)

第9条 各中学校の小学校とのブロック編成をして、小中学校間の連絡を取り、市内児童生徒の健全育成と非行防止に努める。

(庶務)

第10条 生担連の庶務は、教育委員会の少年指導センターで行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年 4月10日から施行する。

昭和59年 4月 1日から施行する。

平成 元年 4月 1日から施行する。

平成 2年 4月 1日から施行する。

平成 4年 4月 1日から施行する。

平成 8年 4月 1日から施行する。

平成12年 4月 1日から施行する。

4 江別市青少年健全育成協議会条例

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るため、江別市青少年健全育成協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議すること。
- (2) いじめの防止等に関し関係機関及び団体の連携を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 青少年問題に関する学識経験を有する者
- (2) 青少年の健全育成活動に関する団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(江別市青少年問題協議会条例の廃止)

2 江別市青少年問題協議会条例（昭和44年条例第12号）は、廃止する。

附 則（令和2年3月27日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月29日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

5 江別市いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、江別市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 1 法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関すること。
- 2 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査審議する事項について特別の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、第2条に規定する所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定による求めに応じて会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

